おしらせ

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

当薬局は、1305 品目の医薬品を備蓄しています。

当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。

当薬局は、患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや 副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の 有無をチェックします。

当薬局は、医師の指示がある時は、在宅で療養をされている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。

緊急時の調剤に対応できる体制(24時間)を整備しています。もし、緊急の調剤を必要とする事態が生じた場合には、下記へご連絡下さい。 当薬局は、ジェネリック医薬品の取り扱いを行っております。

お薬によっては変更が出来ないものもありますので薬剤師までご相談ください。

当薬局は、月曜日~金曜日の19時以降、土曜日の13時以降、年末年始の店舗営業日(12月29日から1月3日まで)

は夜間・休日等加算を請求させていただきます。(日・祝日は除く)

当薬局は、健康相談又は健康教室を随時開催しております。

当薬局は、調剤基本料3イを算定しています。

当薬局は、後発医薬品調剤体制加算3 を算定しています。

地域支援体制加算3 を算定しています。

連携強化加算、在宅薬学総合体制加算 1、医療 DX 推進体制整備加算 1、無菌製剤処理加算、特定薬剤管理指導加算 2、かかりつけ薬剤師 指導料、在宅中心静脈栄養法加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 を算定しています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました(自己負担の無い方にも無料で発行致します)。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた薬学的管理に関する点数の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

管理運営に関する事項

開設者	有限会社キューフロント 代表取締役 松岡 馨				
許可の区分の別	薬局	許可番号	姫薬 第343号		
許可年月日	令和3年8月19日	有効期限	令和3年8月 23 日~令和9年8月 22 日		
薬局名称	ぼうしや薬局英賀保店				
所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町 18				
電話番号	079-237-8233				
ファックス番号	079-237-8577				
管理薬剤師(個人情報取扱責任者)					
勤務する薬剤師氏名及び担当業務	(調剤・医薬品販売・相談・情報提供)				
勤務する登録販売者	なし				
取り扱う要指導医薬品及び	要指導医薬品・第一類医薬品				
一般用医薬品の区分	第二類医薬品(指定第二類医薬品を含む)・第三類医薬品				
	薬剤師	白衣着用 名札には氏名及び薬剤師と明記しております			
当薬局勤務者に関する区別	登録販売者	水色の着衣 名札には氏名及び登録販売者と明記しております			
	その他勤務者	水色の着衣 名札には氏名を明記しております			
774 74K U+ 1313	月 ・火 ・水 ・金曜日(日・祝日を除く) 09 時 00 分~18 時 00 分				
営業時間	木 09 時 00 分~17 時 00 分 土 09 時 00 分~13時 00 分				
営業時間外で相談できる時間	なし				
営業時間外で医薬品の購入又は 譲り受けの申し込みを受理する時間	なし				

営業時間外の	相談対応連絡先	079-287-2433 (本店)
緊急時·相談田	寺の連絡先	079-237-8233

近隣調剤薬局

ぼうしや調剤薬局 大津店 住所: 姫路市大津区天満 280-2

TEL: 079-230-2833 FAX: 079-230-2977

	営業時間	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30~18:00	0	0	0	0	0	Δ	×
午後		0	0	0	Δ	0	×	×

く安心して薬局サービスを受けていただくために>

(おしらせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に揚げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問合せください。

皆様の個人情報の利用目的

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 (副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院。診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答
- ・家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)) および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」) を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切 かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。 ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないような匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取扱うよう求めるとともに、 必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合
- 上記に同意しない場合にはお申し出ください。

なお、当薬局では患者様のお薬のお渡し間違いの防止の為、お名前をお呼びしておりますが、ご都合の悪い方はお申し出ください。

薬の販売制度について

	分類及び表示	ご 説 明	陳列方法	情報提供	対応者	対応者
	要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が 生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意 が必要で、新しく市販された成分を含むもの	他れられない場所に陳列します けて、適工 使用のた		-Markot day	
	第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が 生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意 が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による情報提供 を適切に行うため、鍵をかけた場 所か消費者が直接手の触れられ ない場所に陳列します	めの必要 な情報提 供を行いま す	薬剤師	相談に応じ
一般用医薬品	指定第2類医薬品 表示は 第②②類医薬品 とする 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く) 注)指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売 時に情報提供を行う機会を 確保しやすいよう、情報提供 を行う場所(7m以内)に陳列 します	適正な使 用のため 必要な情	薬剤師または	て、適正使 用のため 必要な情 報を提供し ます
AA	第3類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることが できる陳列でもよいとされて いますが、当薬局では、情報 提供を行いやすい場所に陳 列します	報提供に 努めます	登録 販売者	

当薬局における一般用医薬品販売制度の運用についてのご不明な点等がございましたら、当該店舗の薬剤師まで御相談をお願いします。

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に 管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

購入した場所が神戸市・姫路市・尼崎市・ 西宮市内の場合	薬局・店舗とも	・・・薬局、薬店が所在する市の保健所
上記以外の市町で購入	薬局・店舗とも	・・・薬局・薬店が所在する市町を管轄する健康福祉事務所

ご存知ですか?

健康被害救済制度

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正な使用目的に従い、適正に使用したにも関わらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合、医療費等の諸給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。

対象は、昭和55年5月1日以降に使用した医薬品によって発生した副作用による疾病、障害、及び死亡です(ただし、救済の対象とならない種類の医薬品や場合もあります)。

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品を適正に使用したにも関わらず発生した感染等による健康被害者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を 図ることを目的とした公的な制度です。

対象となる健康被害は、平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品が原因で感染等による疾病(入院を必要とする程度のもの)、 障害(日常生活が著しく制限される程度のもの)及び、死亡です。感染後の発症予防のための治療や2次感染者などのうち、給付要件 に該当するものも救済の対象となります。

※健康被害救済制度については・・・・・・

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

a 0120-149-931